

第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響 —歩兵戦術への適応を中心として—

阿部 昌平

【要約】

第一次世界大戦初期の歩兵は、小銃のみを火器として装備し、中隊横一線の密集隊形で行動することを基本としていた。しかし、西部戦線において戦線が膠着、およそ4年間に及ぶ陣地戦における攻防において陣地を正面から突破する方法の試行錯誤がドイツ軍と英仏連合軍双方の間で繰り返される中、従来の歩兵の編成・装備、隊形、指揮の要領では近代戦を戦えないことが明らかになってくる。そして、最終的には歩兵の戦い方の変革の必要性について、どの国もある程度共通した結論に至ることとなった。すなわち、歩兵大隊レベルでの編成・装備の多様化・複雑化と、その運用する戦力の総合的な発揮、歩兵部隊運用の分散・流動化、指揮・統制の分隊レベルまでの委任等が必要であるとの認識に至ったのである。

第一次世界大戦におけるこのような戦術上の変化に関する情報を、大正4年以降陸軍省内に設置した臨時軍事調査委員会等の活動を通じて逐次承知した日本陸軍は、欧州各国の得た戦訓を陸軍に取り入れるための組織的な取り組みとして、陣地攻防演習（大正7年）、歩兵操典草案（大正9年）の編纂、歩兵戦闘法研究会の検討（大正10年）、陣地攻防特別演習（大正11年）等において、検討を継続的に実施し、歩兵操典草案（大正12年）の編纂に際して、第一次世界大戦の教訓を取り入れた欧州各国と同じような考え方に基づいて、日露戦争当時の戦い方を基本とした日本陸軍の戦い方から根本的に脱却した、新たな戦い方への移行を決定した。

はじめに

第一次世界大戦は、産業革命以降急速に発達してきた科学技術が高度な次元で軍事力と結びつき、戦争に様々な変化をもたらすと同時に多くの教訓をもたらした。日本陸軍はこの戦争に参戦はしたものの、その初期に本国から孤立した中国山東省のドイツの租借地である青島の攻略戦を戦いはしたが、軍事的な変革の必要性を認識させられる程の教訓を得ることは出来ず、実質的な意味において第一次世界大戦を経験したとはいえなかった。そのため、これらの情報を早期かつ的確に把握して、迅速に所要の改革に結びつける必要があると日本陸軍は認識することとなり、大正4年（1915年）12月、陸軍省内に臨時軍事

調査委員会を設置、第一次世界大戦に関する総合的な情報の収集態勢をとることとなった。この委員会の調査の対象は、軍の編成・制度、外交、戦略・戦術、兵器・器材等に亘る広汎なものであり、その成果の一部は、山梨・宇垣の両軍縮を始めその後の日本の国防体制に大きな影響を及ぼしたことが知られている。

これらの第一次世界大戦の戦訓が日本陸軍に及ぼした広汎な影響の内、陸軍の戦術面に及ぼした影響について従来の研究は、前原透氏の論文¹に見られるように『統帥綱領』や『戦闘綱要』に焦点を当てたものが主体であった。これに対して本稿においては、これまでその変遷の要点のみが触れられる程度であった『歩兵操典』の大隊以下の運用に焦点を当て、ドイツ軍の「浸透戦術」に代表されるようなヨーロッパの西部戦線における歩兵戦術上の革新が日本陸軍においてどのように受け入れられるようになっていったのかについて、大正期に実施された2回の陣地特別攻防演習と歩兵操典（草案）の改正の経緯を中心に追いつながりながら明らかにするものである。

1 第一次世界大戦の西部戦線における歩兵戦術の変遷

第一次世界大戦初期の歩兵は、小銃のみを火器として装備し、中隊横一線の密集隊形で行動することを基本としていた。その火力の発揮にあたっては、砲兵の支援を受けつつ主として射距離 700～800m 程度の中距離以遠で、指揮官である中隊長の一号令の下に密集した中隊がまとまって射撃を実施して小銃弾の弾幕を敵に対して浴びせ、突撃にあたっては小銃の弾幕射撃で敵を制圧しながら敵に肉薄し、最後は密集した歩兵と銃剣による突進力で敵を圧倒することとされていた。もちろん、科学技術の進歩に伴って機関銃の歩兵部隊の一部への導入や、歩兵を支援する砲兵への新たな火砲の導入により火力の威力が全般に増大する中で、このような歩兵のあり方に疑問を投げかける動きもあったが、第一次世界大戦が始まった時点では日本陸軍を含めどの国の歩兵も、基本的には従来からの変化はなかった。

しかし、戦争が始まった直後に西部戦線において戦線が膠着し、戦いが陣地戦に移行すると、近代戦を戦い抜くにはそれまでの歩兵の戦い方や編成・装備に問題があることが明らかとなってきた。そこで、西部戦線で戦っていたフランス、イギリス、ドイツを始めとする国々は、同盟国としての関係や敵として戦場で戦うことを通じて相互に影響し合いながらも独自の検討を進め、最後にはどの国もある程度共通した結論に至ることとなった。すなわち、歩兵大隊レベルでの編成・装備の多様化・複雑化と、その運用する戦力の総合的な発揮、歩兵部隊の運用の分散・流動化、指揮・統制の分隊レベルまでの委任等を取り込んだ戦術への変革である。

¹ 「昭和陸軍の軍事思想」『軍事史学』第26巻第1号（1990年6月）、『日本陸軍用兵思想史』（天狼書店、平成6年）などがある。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

2 第一次世界大戦の教訓に関する日本陸軍の検討態勢

第一次世界大戦が始まって1年以上が過ぎた大正4年（1915年）12月27日、陸軍は第一次世界大戦の教訓を把握し陸軍が今後採るべき方向性を検討するため、初代委員長を菅野尚一陸軍少将として、臨時軍事調査委員会を陸軍省内に設置した。委員は約25名²からなり、陸軍省の職員のみならず教育総監部付、兵器本廠付、技術審査部付などとして職員を増員して編成され、情報収集分野毎に分かれた8つの班に組織された。それぞれの班の担任区分は、第1班が「建軍及編成・制度」、第2班が「動員及補充・教育」、第3班が「金銭・被服・糧秣・建築」、第4班が「衛生・軍馬衛生」、第5班が「外交・戦略戦術・歩兵・騎兵・砲兵・工兵・輜重兵」、第6班が「兵站・築城・運輸及交通」、第7班が「兵器」、第8班が「器材」であり、本委員が第一次世界大戦に関する総合的な情報収集にあっていたことがわかる。収集した情報は、大正5年以降、逐次『臨時調査委員月報』のかたちで部隊を含む関係機関に配布され、広い範囲で情報の共有が図られていた。

一方、大正5年には陸軍省（臨時軍事調査委員会）以外の組織でも第一世界大戦の影響を理解しようとする具体的な動きが現れてくる。参謀本部では1月に当時参謀次長であった田中義一中将の主催により参謀本部軍事研究会が発足、日本陸軍の改善に資する事項の調査とその導入を期した³。また、教育総監部の下で歩兵に関する研究を所掌する陸軍歩兵学校では、敵の砲弾の下での歩兵の隊形に関する検討が開始されている。さらに、師団のような現場組織においても、独自に陣地攻防演習を実施して第一次世界大戦の陣地戦に関する教訓を具体的に把握しようとする動きも出てきた⁴。

そして大正6年以降になると、各方面での第一次世界大戦に関する検討が更に活発化してくる。歩兵学校では、砲弾下での歩兵隊形の検討が引き続き実施されるとともに、塹壕勤務の教育に関する検討や、手榴弾、軽迫撃砲、防毒面、鉄兜等の新装備の研究が行われている。また、『偕行社記事』においては、攻撃における歩砲兵の協同要領、歩兵の射撃指

² 額綱厚「軍事調査委員会の業務内容」『政治経済史学』第174巻（1980年11月）56頁。

³ 田中参謀次長は、『偕行社記事』第509号（大正5年12月）に、「欧州戦争ノ与エタル戦略戦術上ノ教訓」という文章を寄稿しているが、その中で、①戦略・戦術上の原則には大なる変化はないこと、②敵地で戦闘することが有利であり、攻勢作戦が必要であること、③陣地戦を避け機動戦を追求するため、後方機関の整備と軍の編制の改善及び指揮官の高い能力と軍隊行動力を優れたものとするための教育訓練が重要であることを主唱している。これはおそらく参謀本部軍事研究会の成果を踏まえて書かれたものと推察され、当時参謀本部では第一次世界大戦の教訓をまだ捉えきれていなかったことがわかる。

⁴ 大正5年に第7師団が、大正6年には第15師団が実施した記録が残っている。「第七師団陣地攻防演習記事」（大正5年）（防衛研究所蔵）、「第一五師団陣地攻防演習記事」（大正6年）（防衛研究所蔵）。なお、第七師団の演習記事に「参謀本部ノ希望ハ各年次兵ニ平等ニ普及スル如ク即チ隔年一回ノ実施ヲ要求スルモモ如シ然レトモ之ヲ経費ノ上ヨリ打算セハ……不可能……」とあり、参謀本部が第一次世界大戦の教訓を念頭にその意義を認め、部隊に陣地攻防演習の実施を指導していたものと推測される。

揮のあり方、連合軍のみならずドイツ軍の歩兵の闘い方にも多大な影響を及ぼしたとされるフランス軍のラファエルグ大尉のパフレットの翻訳等が見られる。

陸軍省、参謀本部、教育総監部がどのような役割を以て陸軍全体の検討態勢が組織化されたかは不明であるが、このような状況を経て、陣地戦に関する情報とその陸軍に及ぼす影響に対する関心が広く陸軍全体に浸透していったようである。そして、大正7年に入ると教育総監部による陸軍の実動部隊を使った組織的な取り組みが開始されることになる。陣地攻防特別演習の実施である。

3 大正7年陣地攻防演習

(1) 全般

大正7年秋、教育総監の一戸兵衛陸軍大将を演習統監として9月～10月の約3週間にわたって、愛知県豊橋市東南方高師原陸軍演習場とその周辺において大正7年陣地攻防演習が実施された。本演習は、それまで収集してきた第一次世界大戦の戦況と各国の教訓に基づき、これを陸軍に取り入れるための総合的かつ本格的な検討の最初の取り組みであった。

その目的は、欧州における陣地戦である「堅固ナル数線陣地」を念頭にその攻撃及び防御の戦闘方法を研究・訓練することを主眼とし、特種装備を含む火砲、爆破器材等の性能やその部隊運用について実験するとともに、以後各部隊において陣地戦の演習を実施するために必要な「計画指導並審判ノ要領」について検討するものとされた⁵。

演習において研究・訓練しようとした内容は、それまで陸軍が訓練してきた戦い方とは、編成・装備のみならず指揮・統制や攻防の運用に関する基本的考え方が根本から異なるものであったことから、新しい戦い方を大正7年7～8月頃に逐次演習用の参考書⁶として編纂、演習参加部隊に配布し事前に研究を実施させた。それは基本的には第一次世界大戦末期、主として1917年頃のフランス軍の攻撃要領を基本⁷に、その他の欧州列国の攻撃要領や「敵砲弾下に於ける歩兵隊形⁸」、「特種兵器実験演習」等の独自の検討を加味して作成さ

⁵ 「大正七年陣地攻防演習記事 第一巻」(1918年)(防衛研究所蔵)。

⁶ 前掲の「大正七年陣地攻防演習記事 第一巻」によると参考書は6編からなり、「第一篇 数線陣地ノ攻撃及防御築城要領」、「第二篇 陣地戦ニ於ケル攻撃要領」、「第三篇 陣地戦ニ於ケル防御要領」、「第四篇 陣地戦ニ於ケル歩兵ノ行動」、「第五篇 砲兵ニ関スル参考書」及び「第六篇 攻撃作業ノ実施」である。

⁷ 演習用の参考書の記述内容に、フランス軍が1917年に発出した文書(本論文では、アメリカ陸軍の訳した、Army War College, *Manual for Commanders of Infantry Platoons, Translated from the French* [Edition of 1917]を参考)との間に多くの類似点が見られる。

⁸ 大正5～6年に陸軍歩兵学校と野戦砲兵射撃学校が協力して実弾射撃により行った検討(陸軍歩兵学校「敵砲弾下に於ける歩兵隊形ニ就テ」『研究月報』第5号[大正7年8月]25-42頁)。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

れたと推測され、その戦い方の特徴は以下のようなものであった。

○ 編成・装備

当時小銃しか火器を装備していなかった歩兵大隊に、重機関銃 4 銃（連隊で 12 銃）、狙撃砲 2 門（連隊で 6 門）及び擲弾銃約 64 銃（各中隊 16 銃）を装備し、更に連隊に軽迫撃砲 4 門が増強されているものとされた。また、第一線の突撃中隊には火焰放射器の運用も考慮された。

○ 前進隊形

第一次世界大戦での火力の発達に対応する欧州列国の教訓に基づき、散兵の間隔は 5～6 歩とされ、歩兵操典（明治 42 年）の規定する散兵間隔 2 歩の倍以上とされた。また、敵歩兵から離隔し、敵砲兵の射撃を受ける地域を前進する場合について、分隊を縦隊で 40～50m 程度⁹の間隔で並列させ、各分隊が敵火を避けるため地皺を縫うように前進することとした。

○ 突撃部隊の隊形及び編成・任務

第一線において突撃に任じる歩兵大隊（突撃大隊）は、突撃中隊 2 個を第一線に並列に配置し、各突撃中隊の直後に塹壕掃蕩隊をそれぞれ続行させ、第二線に 1 または 2 個の歩兵中隊を予備隊として配置する隊形を基本とした。

突撃中隊の隊形は、歩兵操典（明治 42 年）において密集隊形または散兵（間隔 2 歩）の中隊一列横隊とされていたのに対し、塹壕等により堅固に築城された数線陣地に対する攻撃に適応した縦長（散兵間隔は 5～6 歩）の隊形とし、その構成は敵に近い方から①破壊班、②突撃隊、③擲弾手分隊、④援隊に区分された。

破壊班は、選抜した歩兵と配属された工兵から編成、敵の陣地前に構成された鉄条網を破壊して突撃隊が敵陣地に突入するための経路を啓開することを任務とした。

突撃隊は、手榴弾（各人 3 個）と場合により軽機関銃を配当され、二列横隊（横隊間の距離 16 歩）の小隊（1 個分隊欠）を 2 個並列に配置した隊形をとり、障害物や地形の状況に応じて小隊、半小隊または分隊毎に行動することとされた。障害物の通過に際しては一部に射撃支援をさせながら前進するといった射撃と運動の連携を小隊以下の小部隊の中で完結させており、基本的に中隊を一体的に行動させる歩兵操典（明治 42 年）の考え方¹⁰とは大きな違いがあった。

⁹ 陸軍歩兵学校「敵砲弾下ニ於ケル歩兵隊形ニ就テ」『研究月報』第 5 号、25 頁。「此間隔ハ通常分隊散開正面ナラシム」と「四乃至五歩間隔ノ散開隊形」から算定。

¹⁰ 歩兵操典（明治 42 年）は「散兵線ノ運動」（第百三十七）において、状況により散兵線を区分して交互に前進する場合を認めているが、その場合でも小隊以下に区分することを避けることとしている。

擲弾手分隊は、選抜された手榴弾手から編成された中隊長直轄の分隊で、突撃隊後方適宜の位置に2個分隊を並列に配置された。突撃の当初の間は擲弾銃を集中的に運用して敵の第一線の要点を制圧し、敵の第一線を占領した後は、頑強に抵抗を続ける敵の機関銃や壕内の敵兵の駆逐といった、火力による白兵戦のために運用することとされた。

援隊は、突撃隊の後方約100歩に位置し突撃隊と同様の隊形の1個小隊からなり、武装や行動は基本的に突撃隊と同じとされた。

塹壕掃蕩隊は、通常大隊予備隊から抽出された部隊で編成され、その装備は概ね擲弾手分隊と同様であり、塹壕内の敵部隊の掃蕩を担当した。突撃隊と密接に連携しながらその直後を続行して突撃隊とほとんど同時に戦闘するものとされた。

予備隊の主任務は、突撃隊の増援、側背の掩護等、歩兵操典（明治42年）と同様であるが、主任務の一つとして隣接部隊を阻止する敵に対する側方からの攻撃が加えられるとともに、突撃中隊が敵陣地に突入後に占領した陣地の確保に必要な土工具、土嚢、弾薬、各種資材等の運搬を兼務することとされた。

○ 突撃の実施要領（浸透）

突撃時の戦闘様相は、歩兵操典（明治42年）においては「戦術単位」たる大隊が「戦闘ノ単位」としての中隊をその単位毎に一体として（正面150m程度の範囲内で）運用、戦闘を行うものとイメージされたものが、数線陣地による防御と攻撃部隊の隊形の変化により、「戦闘ハ各部各個ニ行ハルルヲ普通トシ大隊長カ之ヲ手裡ニ掌握スルコト到底困難ナリ¹¹」と、小隊以下の小部隊、或いは個々の兵士が独立して戦闘を行う乱戦状態になるものと理解された。そのような戦闘様相に対応するため、本演習では各部隊の突撃要領を「攻撃部隊ハ尚水ノ低キニ就クカ如ク瓦斯ノ空隙ヨリ¹²侵透スルカ如ク苟モ抵抗ノ薄弱ナル点ヲ発見セハ夫ヨリ逐次侵入シ以テ各方面ヨリ遂ニ敵ヲ压迫封鎖シ根本的ニ之ヲ殲滅スルヲ要ス¹²」とし、当時の欧州列国がそれぞれ独自の形で導入していた「浸透戦術」の概念を取り入れた。

○ 指揮・統制

部隊が敵の火力による被害を避けるために分散して広域に広がるとともに、小隊・分隊レベルでの独立した行動が多くなり、小部隊指揮官の自主的な判断が随所で要求されるような枠組みとなった。また、突撃時の戦闘状況は混沌とした様相を呈して「縦ヒ幹部悉ク失ハレ連絡全ク絶エタルトキト雖各兵各個ニ能ク集散離合シツツ最後ノ一

¹¹ 攻防演習計画委員会「陣地戦ニ於ケル歩兵ノ行動」（大正7年8月）（防衛研究所蔵）25頁。

¹² 同上。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

兵ヲ余スマテ極力終極ノ目的ニ向ヒ突進セサルヘカラス¹³」と個々の兵士が上官の直接監視下でない場合においても全体の一部として有機的に戦闘することを要求した結果、「各兵悉ク目下ニ於ケル自己ノ境遇ヲ正当ニ理解シテ積極的ニ協同動作ヲ為スコト緊要ナリ¹⁴」といった、兵士個々の自主積極的な行動を求める新たな指揮の概念を導入することとなった。

○ 突撃時の歩、砲兵協同要領

十分に準備された陣地に対して「暴露シテ行フ攻者ノ突撃ハ砲兵ノ密接ナル連繋ノ下ニ実施セサレハ奏功頗ル困難ナリ¹⁵」として歩砲協同の重要性を強調した。そして、その協同要領に関しては、当時欧州列強が採用していた移動弾幕射撃（歩兵の前進速度と同一速度で弾幕を移動させる要領）についてはその実施が困難と判断し、当初敵の第一線陣地に対して射撃を実施し、歩兵の第一線陣地への突撃と同時に敵の第二線陣地に対して「躍進的」に射撃を移すこととした。従って、砲兵により敵の歩兵を十分に制圧することは困難であり「一部ハ平然トシテ我ヲ猛射スルハ已ムヲ得サルナリ¹⁶」との認識の下、これらの敵を歩兵自らが機関銃・軽機関銃、狙撃砲及び軽迫撃砲（或いは歩兵に随伴する山砲）により対処することとした。

(2) 演習実施の成果

本演習の結果は、演習統監部の講評において「……本演習ハ研究訓練ヲ要スヘキ事項甚多ク其成績所望ノ域ニ達セサリ……施設十分ナラサリシノミナラス其計画実施ニ於テモ研究ノ余地尚大ナルモノアリ……」とある通り、演習部隊が新しい戦い方を形式的に取り入れた展示を行い得ただけで、その本質を理解できないままの演習となり、研究に資するには不十分な結果に終わったといえる。とはいえ、この失敗の中でも、陣地戦に関する戦い方を具体化する上で必要な多くの課題が講評¹⁷の中で明らかにされた。その主要な課題は次の通りであった。

① 各種装備（機関銃、手榴弾、狙撃砲、迫撃砲、電話通信等）の運用法等

本来装備されておらず試験的に運用された狙撃砲、迫撃砲等のみならず、従来から保有している機関銃、手榴弾、電話通信に関しても運用法が不適切であり、その改善

¹³ 攻防演習計画委員会「陣地戦ニ於ケル歩兵ノ行動」25頁。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 同上、5頁。

¹⁶ 同上、7頁。

¹⁷ 「大正七年陣地攻防演習記事 第四卷」（大正7年）（防衛研究所蔵）。

が必要とされた。

② 突撃要領

敵陣地を浸透、突破する要領に関し「障碍物ノ間隙ヲ縫ヒツツ最少ノ抵抗線ヲ経テ飽クマテ前進スル方法¹⁸」や、攻撃における突破促進のための隣接部隊との協同の重要性について理解が不十分であり、更なる研究が必要とされた。

③ 指揮統制

陣地戦の特性である突撃以降の紛糾した戦況に必要な、下級指揮官の戦術能力が不十分であること、各兵士が戦闘全般の状況を念頭に置いた行動が実施されていないことが指摘され、研究錬磨の余地が非常に大きいとされた。特に、陸軍で初めてこの戦い方の訓練を実際に担任した演習参加部隊からは、「果シテ国民性ニ合致シ且現在ノ教育程度ニアル下士卒ニ適当ナルモノナルヤ否ヤ考ノ余地アルカ如シ……該隊形ヲ最良ノモノトスレハ一層訓練ヲ重スルヲ要スル」、「現今ノ如キ此種ノ戦闘法ニ未熟ナル下士卒ヲシテ……勝利ヲ求ムルハ困難ナリ」といった、下士卒の教育訓練の抜本的改革の必要性を示唆する現場の声が示されている。

また、機関銃、狙撃砲及び迫撃砲といった歩兵の射撃部隊の指揮に関しては、配属・協力関係にある歩兵部隊指揮官との間の意思疎通が全く実施されておらず、有機的な連携要領の検討が必要とされた。

④ 歩砲兵の緊密な協同要領

歩砲兵の協同要領については、一戸演習統監の講評¹⁹において特に緊要な事項として挙げられ、「所望ノ域ニ達セサルコト遠ク研究ノ余地頗ル大ナリ」と評価するとともに、細部の所見²⁰においても、突撃時における「歩、砲兵ノ協同未タ実際ニ適セス尚研究ヲ要ス」と極めて不満足であった。実際、本演習ではこのことが演習部隊に全く理解されておらず、歩兵と砲兵がそれぞれ勝手に個別の戦闘を行う結果となっていたようである²¹。これは、歩兵指揮官と砲兵指揮官の間で協同する上でどのような意

¹⁸ 「大正七年陣地攻防演習記事 第四巻」87頁。

¹⁹ 同上、21・24頁。

²⁰ 同上、87頁。

²¹ 同上、90-91頁に以下の所見が記述されている。

「砲兵大隊ヨリ歩兵指揮官ノ許ニ出セシ連絡將校ノ動作十分ナラサリシモノ多ク且砲兵大隊長及歩兵指揮官ノ該斥候ヲ利用スルコト亦適当ナラス」、「砲兵ノ協力ニ関スル当該歩兵指揮官ヨリ各種ノ意見並要求ノ提出僅少ナリシハ遺憾ナリ」、「破壊射撃及牆壁射撃等ニ関シテ……殆ト砲兵ニ一任セシ觀アリ」、「歩兵ノ前進計画並砲兵ノ射撃計画ハ……全ク個別ニ計画セラレ……何等脈絡ヲ有セサリキ」、「砲兵指揮官ニシテ協力スヘキ歩兵力如何ナル隊形ト如何ナル速度トヲ以テ突撃スヘキヤヲ熟知セサリシモノアリ……歩兵ハ友軍砲兵ノ牆壁射撃地帯カ何レノ地点ナルヤヲ考慮スルコトナク無謀ニ……突進スルニ至レリ」。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

思疎通や情報交換を行わなければならないかの理解といった、歩砲兵協同の本質の理解に係る課題であった。

他方、本演習には陸軍省、参謀本部、教育総監部の職員のみならず、各師団等から、師団長、師団参謀、旅団長、連隊長等の指揮官・参謀の合計 238 名が研修員として参集していることは意義が大きかった。本演習の研修を通じて、各部隊が同様の研究・訓練を実施するための一定のひな形を提供し、日本陸軍が採用すべき近代戦の戦い方を広く部隊レベルにおいてもそれぞれの地位に応じて研究するきっかけを提供したからである。

(3) 演習後の検討状況

本演習において、日本陸軍として初めて第一次世界大戦型の陣地攻防戦の戦い方の一端を具体化したとはいえ、敵の陣地を突破するための解決策に直接つながるような情報は、当時は未だ充分には得られていなかった。この時点で最も有望と考えられていた解決策は、この年(1918年)の春にドイツ軍のルーデンドルフ攻勢において採用されていたものであったが、その細部は全くつかめておらず、その把握はその後の課題とされた²²。

以後、大正9年の歩兵操典草案の改正までの間、ドイツのルーデンドルフ攻勢を始めとする第一次世界大戦に関する新たな情報を把握しながら、研究が深められていく。その状況について『研究月報』や『偕行社記事』の記事から見てみると、機関銃、手榴弾、迫撃砲、戦車といった新兵器の研究の他、次のような点が研究の焦点となっていた。

- ① 砲弾下における歩兵の隊形(『研究月報』)：大正5年からの研究の継続
- ② 陸軍の訓練の焦点は運動戦か陣地戦かに関する議論(『偕行社記事』)
- ③ 小銃射撃の指揮要領(『研究月報』、『偕行社記事』)
- ④ 迷彩・偽装の実施要領(『研究月報』)
- ⑤ 浸透戦術(ドイツ軍)・戦闘群戦術(フランス軍)(『研究月報』、『偕行社記事』、渡邊錠太郎大佐の報告²³)
- ⑥ 歩砲兵及び航空機の協同要領(『研究月報』)

この間、航空機に関するフランス軍の招聘将校からの情報とともに、それまで入手困難であったドイツに関する新たな情報が、大正8～9年頃から逐次入ってくるようになった

²² 陸軍歩兵学校「数線陣地ノ攻防ニ関スル金子中佐ノ意見」『研究月報』第9号(大正7年12月)41-42頁。

²³ 渡邊錠太郎大佐の報告には、『世界戦争ノ経験ニ基キ歩兵戦術ノ変化ニ関スル独逸軍事界ノ趨勢』(大正9年)(防衛研究所蔵)、『陣地戦ニ於ケル独歩兵攻撃ノ要領』(防衛研究所蔵)等がある。

ことから、この時期、関連する検討が促進されたようである²⁴。

4 歩兵操典草案（大正9年）

（1） 草案検討の指針

大正8年春頃になると、これまでの種々の検討結果を踏まえ、歩兵操典（明治42年）の改正に関する具体的な検討が陸軍歩兵学校で開始された。その検討の基礎となったのは、歩兵学校長河村正彦中將から示された以下の指針²⁵であった。

まず、検討順序については、学校長の示す「大体ノ方針」に基づき改正の根本主義を立案して教育總監部の主任者と意思疎通を十分に図り、その後、第一部については「教導大隊ノ実兵ヲ以テ十分ニ研究」しつつ、第二部については「最近ニ於ケル著書意見等ヲ参照シ一々其出所ヲ明ニシ」無責任な発言を避けつつ、職員全般による合議研究を実施することとされた。次いで、検討にあたっては以下のことが示された。

- ① 無批判に第一次世界大戦における欧州列強の教訓を導入せず、日本の「国情民俗」に基づき検討すること
- ② 日本軍の兵の実態と実編制・装備に基礎を置くこと
- ③ 重要な問題については陸軍全体での意見交換を通じて「衆知ヲ総合大成シテ最善ノ途ヲ発見」すべきこと
- ④ 一部で陣地戦が行われる可能性はあるものの、運動戦が日本軍にとっての焦点であることを前提に、最も困難な戦闘である「運動戦」と「火炮ノ援助ヲ十分ニ受クル能ハサル場合」を重視すること
- ⑤ 記述範囲は「必任義務兵殊ニ短期在營」を前提とし、各種戦闘に応用可能な基礎的事項のみに限定すること

²⁴ 大正8年6月に歩兵学校と野戦砲兵射撃学校が合同して実施した研究演習である「歩砲兵並飛行機連合演習」は、1918年春のドイツのルーデンドルフ攻勢、1918年発行の「仏軍小部隊ノ戦闘要領」及び航空に関する指導を受けるために招聘したフランス軍将校からの助言等に基づき実施されている（陸軍歩兵学校「歩砲兵並飛行機連合演習記事」『研究月報』第16号〔大正8年7月〕37-38頁）。

²⁵ 陸軍歩兵学校「歩兵操典改正ニ関スル河村校長ノ談片」『研究月報』第16号（大正8年7月）25-36頁、『研究月報』第17号（大正8年8月）25-30頁、『研究月報』第18号（大正8年9月）37-41頁。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

(2) 臨時軍事調査委員会と陸軍歩兵学校との認識の差異

以上のような学校長の指針を受けた陸軍歩兵学校は、大正8年夏頃までに操典改正を検討・審議するための基礎となる「歩兵操典改正要領案」を作成した。一方、ほぼ同じ頃の大正8年8月に、臨時軍事調査委員会の手による「各兵操典改正要領ニ関スル意見」が関係所掌に提出された。この意見がどの程度陸軍歩兵学校の操典改正要領案に影響を与えたかについては不明であるが、幾つかの点において両者は根本的に異なる立場²⁶をとっていた。

最も大きな相違点は、運動戦と陣地戦の関係に関する認識である。臨時軍事調査委員会は陣地帯突破後、次の陣地帯に至るまでの陣地帯間の戦闘を運動戦とみなし、陣地戦の中に両者の要素が含まれていることから、操典の改正にあたっては陣地戦の教訓の反映を中心とすべきという立場であった。一方、陸軍歩兵学校側は、陣地戦はあくまで特殊の戦闘動作を必要とし運動戦とは区分すべきであり、かつ運動戦に直接反映できる第一次世界大戦の教訓は見出せないという立場であった。

その結果、陸軍歩兵学校側は、運動戦と陣地戦とを区分し、運動戦に関する部分は大きな改正を加えず、陣地戦に関する記述を新たに付加する要領で記述することとした。また、陣地戦に対応した新戦法（戦闘群戦法）に基づく改正の必要性については、臨時軍事調査委員会と同様に必要との認識を持ちながらも、その内容の検討がまだ十分でないことから改正への反映を見送ることとした。また、歩兵火力については、臨時軍事委員会が提示する重・軽機関銃を重点とする案は運動戦と陣地戦のどちらの戦闘要領においても採用せず、引き続き小銃を中心とし機関銃でこれを補足する考えとし、散兵間隔は二歩のままとするなど大きくは改正しない方針をとった。一方、指揮統制に関する考え方は、突撃時の紛戦状態下における小部隊や兵士個々の戦闘となる実相に鑑み、一兵士に至るまである程度の自覚に基づいて戦闘を遂行しうる精神要素を涵養する必要性は考慮しつつも、臨時軍事調査委員会が、戦闘は分散した部隊により実施されることが基本であることを前提に、下級指揮官や個々の兵士の自主積極的な行動を求める「部隊ノ求心的結合」を重視したのに対し、陸軍歩兵学校では引き続きトップダウン型の他律的な行動を求める「指揮官ヲ中心トシ他動的ニ結合」することを重視する案とした。

以上のような考え方で作られた「歩兵操典改正要領案」に対する陸軍省及び参謀本部の意見に基づき、大正8年10月6、7日に陸軍歩兵学校において関係職員による審議が実施され、大正9年操典草案作成のための大綱が議決された。この議決事項を基礎に改正案文が修正・具体化され、以後、陸軍省及び参謀本部と意見交換を交えながら、大正8年末頃²⁷ま

²⁶ 三浦大尉「歩兵操典改正ニ関スル意見」（大正8年）（防衛研究所蔵）。

²⁷ 三浦「歩兵操典改正ニ関スル意見」には、大正8年12月2日までの審議記録が残されており、概ね総ての審議項目が網羅されている。

で改正案文に関する細部の審議が、歩兵学校において継続的に実施されたようである。

(3) 歩兵操典草案（大正9年）の特徴

歩兵操典草案（大正9年）は、大正9年9月に陸軍一般に配布することが決定された。最終的に本草案は、陸軍歩兵学校の策定した「歩兵操典改正要領案」の通り、本格的な改正までの暫定的位置づけとして策定された。陸軍省はこの件に関して、戦時に動員される多くの在郷軍人は歩兵操典（明治42年）に基づき教育されており、操典の内容を変更することは多大の影響を及ぼすことから、極端な変更を避けるとともに余り難しいことは要求しないよう求めている²⁸。また、参謀本部は、主として兵卒の訓練に直接関係のある歩兵操典第一部には運動戦に関わることのみを記述し、陣地戦に関わる事項は歩兵操典第二部のみ記述することを求め、この考え方が基本的に受け入れられている²⁹。

このような位置付けで策定された歩兵操典草案（大正9年）の内容に関する特徴は、以下の通りである。

○ 隊形（疎開・散開）

歩兵操典（明治42年）では、隊形は「密集」と「散開」の2つであったが、本草案から新たに「疎開」が加えられた。敵の砲弾による被害をできるだけ避けながら敵に接近することを目的とする隊形で、部隊が広く分散して指揮が困難であることから、敵の砲弾による損害が著しい場合のみに用いることとしている。その隊形は、中隊の場合一列縦隊の分隊を30歩間隔で並列した小隊を前後100m間隔で配置した隊形とした。これは、諸外国の関連情報を考慮しつつ主として大正5年から陸軍歩兵学校と野戦砲兵射撃学校との協同実験の結果に基づく研究成果を盛り込んだものであった。

また、敵の歩兵との交戦距離内で使用される散開隊形においては、各兵の間隔（散兵間隔）に関する歩兵教導連隊の実兵による検証の結果、旧来の2歩から4歩に拡大された他、草案の第一部の記述では変化はなく、第二部において陣地戦における攻撃を「最モ堅固ニ防御陣地ヲ占領セル敵ニ対スル攻撃」と区分し、その中で大正7年陣地攻防演習の戦い方を基本とした突撃部隊の隊形の概要³⁰を明らかにした。

²⁸ 「歩兵操典改正要領案」に対して陸軍省は「制式ノ極端ナル改廢ニ就テハ現行操典ニ依リ教育セラレタル多数ノ在郷軍人アルコトニ留意シ課目ノ軽重応用範囲ノ多寡ニ依リ要求ノ程度ヲ低下スル等ニ依リ改正ノ主旨ニ合スルコトアルニ注意スルヲ要ス」との意見を提出している（三浦「歩兵操典改正ニ関スル意見」）。

²⁹ 10月6、7日の審議において「第一部ニ於テハ主トシテ普通陣地ノ攻防及現行操典ノ最モ堅固ナル陣地ノ攻防ニ就キテ記述シ尚数線陣地ノ攻防中特ニ訓練ヲ要スルモノアラハ之ヲ附記ス」と議決している（三浦「歩兵操典改正ニ関スル意見」）。

³⁰ 「突撃ニ任スル部隊ハ通常歩兵一大隊ヲ基幹トシ之ニ所要ノ砲工兵並歩兵砲等ヲ配属シ為シ得レハ更ニ機関銃ヲ増加スルコトアリ大隊長ハ其配属部隊ヲ所要ニ応シ突撃ヲ実施スルモノ塹壕内若

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

○ 突撃（浸透・包囲）

大正7年の陣地攻防演習における突撃における浸透の考え方がそのまま運動戦と陣地戦の両方に取り入れられ、突撃時の紛戦状態の中で中隊・大隊レベルの各突撃部隊はその目標に向かって飽くまで突撃するとともに、一部をもって隣接部隊を阻止する敵や小支揚点等で抵抗する敵を側面あるいは背後から攻撃すること³¹（以上は第一部）、これまで包囲は高級指揮官のみが行うものとされていたものが連隊・大隊等の各級部隊指揮官のレベルでの実施が示され、また陣地戦において予備隊は、突破が成功している正面に使用すること（以上は第二部）が新たに記述された。

○ 指揮統制（紛戦への対応と基本運用単位の変化）

突撃時の紛戦状態への対応として、その混戦の中で指揮連絡が断絶するのは常態であるとの認識の下、その様な状況でも可能な限り無秩序に陥ることを避けるため、一兵士に至るまで戦闘目的を理解し、その責務の自覚に基づいて自主的に戦闘を遂行しうることの重要性を記述³²し、そのための精神要素の涵養を要求した。

運用単位に関しては、「戦術ノ単位」としての大隊と「戦闘ノ単位」としての中隊の位置づけは表面上変化していないものの、細部の記述においては、それぞれの機能の下級部隊への分権化の方向に変化した。中隊による独立しての戦闘については、歩兵操典（明治42年）においては例外としていたが、その記述が削除され、中隊が独立して戦闘する場合は大隊に準じて運用されることとされた。また、小隊は従来便宜上の区分に過ぎない³³とされていたものが、指揮統制の面で「中隊長ノ命令又ハ号令ニ従ヒ」（歩兵操典〔明治42年〕）から「中隊長ノ意図ニ従ヒ³⁴」と変更し小隊長により自立的な行動（機動及び射撃指揮）を求め³⁵、更に歩兵操典（明治42年）において「小隊以下ニ区分スルコトヲ避クヘシ」とされた部分は削除され小隊の分割運用をも容認するものとなった。

ハ小支揚点等ノ敗残兵ヲ掃蕩スルモノ射撃ヲ以テ突撃ヲ援助スルモノ必要ナル突撃器材、弾薬等ヲ運搬スルモノ及予備隊等ニ区分シ……」（『歩兵操典草案』（大正9年）第二部第七十）。

³¹ 第二章中隊教練の第百六十七「敵線ニ突入セハ……速ニ敵陣地ノ後端ニ進出スルコトヲ図ルヘシ若敵兵陣地内ノ小支揚点等ヲ固守スルトキハ一部ヲシテ其側面又ハ背後ヨリ併セ之ヲ攻撃セシムルヲ可トス……」及び第三章大隊教練第二百十八「敵線ニ突入シタル部隊ハ当面ノ敵ニ対シ飽クマテ猛烈ナル突撃ヲ続行……一部ヲ以テ比隣部隊ニ対スル敵ヲ側背ヨリ攻撃シ互ニ協力シテ戦果ヲ拡張スルコト極メテ緊要ナリ……主力ヲ以テ速ニ敵陣地ノ後端ニ進出……之カ為陣地内ノ小支揚点等ヲ固守スル敵ニ対シテハ一部ヲシテ其側背又ハ背後ヨリ併セ之ヲ攻撃セシムルヲ可トス」（『歩兵操典草案』（大正9年））。

³² 陸軍省「歩兵操典草案」（大正9年）第一部第百六十七、第二部第七十二。

³³ 本城嘉守「歩兵操典草案之研究 第一巻」（大正9年12月15日）（防衛研究所蔵）136頁。

³⁴ 陸軍省「歩兵操典草案」（大正9年）第一部第六十九。

³⁵ 本城「歩兵操典草案之研究 第一巻」239頁。

(4) 歩兵操典草案（大正9年）後の検討

歩兵操典草案（大正9年）の策定が終わると、『研究月報』や『偕行社記事』に現れる検討や記述の焦点は草案で新たに採用された考え方の補足・具現化が中心になっていく。射撃単位の変更に応じた射撃指揮教育法、部隊の分散化の必要性³⁶とその隊形に応じた通信・連絡法、運動戦における密集隊形を引き続き是とするドイツの論文³⁷の紹介などがその主要なものである。

一方で、欧州からは第一次世界大戦の教訓を踏まえた戦後の対応状況に関する状況が逐次伝わってきており、特に戦闘群戦法に関する情報³⁸が『偕行社記事』に掲載されるなど、陸軍は更なる改革の必要性を感じ始めることになる。

5 歩兵戦闘法研究会の検討

(1) 検討の経緯

大正9年頃までは、第一次世界大戦に関する各種資料は戦時中のものが主体であったが、大正10年頃になると欧州列国の歩兵戦術に関する戦後版の典令範等が次々と発布され始めた。大正8年（1919年）の「英国歩兵小隊教練」、大正9年（1920年）の「仏国歩兵操典草案」、「仏国歩兵射撃教範草案」、「英国野外勤務令草案」、大正10年（1921年）の「独国連合兵種ノ指揮及戦闘」、「独国歩兵操典」、「修正米国歩兵操典草案」等である。これまで入手した戦時中の教訓は暫定的なものとして認識していた陸軍は、これらの典令範の入手により、漸く第一次世界大戦の歩兵戦術に関する教訓の真相が判明したものと判断した³⁹。そこで、歩兵操典草案の見直しに再度取りかかることとし、大正10年末に当時教育総監部本部長であった児島惣次郎中將を首班として歩兵戦闘法研究会が設置された。

検討に際しては、机上検討だけではなく実部隊を使用しての演習や実弾射撃⁴⁰を併用しての検討がなされ、これらの検討の仕上げとして大正11年4月9日に演習見学が行われ

³⁶ 第一世界大戦当時は中立国のオランダ駐在武官として大戦の情報を収集し、歩兵操典草案（大正9年）策定当時、参謀本部で戦史を所掌する第四部長であった渡邊錠太郎少將が分散の必要性に関して、「歩兵操典ノ改正ニ就テ」『偕行社記事』第554号（大正9年10月）において述べている。

³⁷ 臨時軍事調査委員「歩兵戦術ノ変遷（独国バルク中將執筆）」『偕行社記事』第556号（大正9年11月）。

³⁸ イギリスの情報としてリデルハートの論文「歩兵戦術ノ科学的骨幹」『偕行社記事』第565号（大正10年6月）が、臨時軍事調査委員であった水町竹三陸軍大佐の翻訳で紹介されている。

³⁹ 見留歩兵少佐「改正歩兵操典草案ニ関スル研究」『研究部月報』第56号（大正12年4月）4-5頁。

⁴⁰ 「歩兵戦闘法研究ノ件」（「密大日記 其2」[大正12年] [防衛研究所蔵]）によれば、大正11年1月24、25日に連合演習、同年2月19～25日に実験射撃が下志津原演習場で実施されている。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

た。見学は陸軍省所管の参加者だけで、全国の師団長、大臣以下の陸軍省の幹部、予備役将官等で約 120 名内外の人数⁴¹であった。大正 11 年 5 月 4 日には、約 4 ヶ月に及ぶ検討の最終的な成果が報告書の形で陸軍省へ通知されたが、その報告の目録⁴²によると、検討にあたっては主として第一次世界大戦の戦勝国で、当時最強の陸軍国と目されたフランス陸軍の戦闘要領を参考とし、これに実験射撃による成果を加味して歩兵戦闘の攻防の要領が決定されたようである。

(2) 検討要領

本研究成果の一部である「仏国式野戦陣地ニ対スル攻撃戦闘法」によると、歩兵の攻撃要領の検討を具体的に進めるため、当時のフランス軍と同じ編制装備、戦闘要領の敵を防御部隊として設定し、これに対し、当時計画されていた日本軍の編成装備をもって攻撃する場合を前提とした。その細部の検討においては、フランス軍の第一線 2 個中隊（1 個大隊の第一線部隊）による防御正面を 700m として、これに対する第一線 4 個中隊（2 個大隊の第一線部隊）の日本軍による攻撃の場面で分析が進められた。この際の戦闘の全体枠組としては、攻撃部隊としての必要な戦闘力を集中するために、軍団砲兵の支援を受けたフランス軍 1 個師団に対し軍砲兵の支援を受けた日本軍の歩兵 2 個師団が攻撃する場合をイメージしたものと考えられる。その結果、攻撃地点における歩兵火器に関しては、小銃数では 2 倍の優勢を保持するものの軽機関銃数でほぼ同等、重機関銃数で 2 分の 1 の劣勢に、砲兵火力に関しては、敵に対して 2 倍程度の火力を集中できるものの、第一次世界大戦での火砲の集中度と比較した場合は 3 分の 1 以下とまったく不十分であるとの認識のもと、日本陸軍としての歩兵戦術の変革の方向性が明らかにされた。

(3) 研究結果

a 運動戦の戦い方と陣地戦の戦い方の一致

これまででは、第一次世界大戦の西部戦線で戦われたような陣地戦は特殊な場合であり、その教訓は必ずしも運動戦には適用できず、運動戦の場合の戦い方と陣地戦の場合の戦い方では異なるというのが、陸軍中枢、とりわけ教育総監部や歩兵学校における考えであった。大正 9 年の歩兵操典草案もこの考え方に基づき編纂されたわけであるが、運動戦にお

⁴¹ 「演習見学ニ関スル行事予定並注意事項送付ノ件通牒（教庶第四九六号）」（同上）。

⁴² 目録は、「歩兵戦闘法研究ニ関スル報告書」、「仏軍ノ防御戦闘ニ関スル原則」、「大正十一年二月自十九日至廿五日実験射撃成果」、「歩兵戦闘法研究ニ関スル砲兵実験射撃成績報告」、「仏国式野戦陣地ニ対スル攻撃戦闘法」、「防御ニ関スル研究」、「防御陣地編成ニ関スル研究」である（同上）。

ける歩兵戦闘を対象とした本研究において、初めて両者の闘い方の基本が同じであると結論づけられた⁴³。その結果、大正9年の歩兵操典案に至るまでの各種検討において受け入れられていた陣地戦に関する改訂事項である、①予備隊を戦果拡張に使用する、②歩兵の突入時における砲兵による支援射撃は、誘導射撃幕ではなく、要点に対する逐次の集中射撃とすることが、運動戦にも適用されることとなった。

b 近距離での歩兵火力戦闘重視の明確化

広く分散し、地形を利用して隠蔽に努める新たな防御方法に拠る敵は、たとえ近距離であってもこれを肉眼で確認することは困難であることから、近距離以内でなければ実質的に射撃ができないことが理解され、歩兵による火力戦闘は、近距離（300m）で開始することが明確化された。これにより、これまで彼我の歩兵が直接交戦を開始する距離を中距離（600m）としていたのを、重機関銃を含めた歩兵の交戦距離を近距離に改めることにより敵の砲兵による損害を極力避ける⁴⁴とともに、擲弾筒⁴⁵の十分な数の導入により近距離においてできるだけ敵に優勢を得ることが必要とされた。また、不十分な火力をもって敵に接近するための方策として、地形の利用と隊形の選択を適切にすることが併せて強調された。

c 指揮統制の分権化

機関銃を主体とした瞬間殲滅的な火力を備えた敵の防御陣地を攻撃するためには、小隊レベル以上の比較的大きな部隊が斉一に行動することは不可能であり、敵の射撃や地形の状況を判断して分隊あるいは各個で、前進できるものから躍進により前進して、先に進んだものが後続の躍進を容易にするような部隊行動が必要と判断された。その結果、密集隊形による戦闘は基本的には排除され、運動及び射撃の単位はそれまでの小隊から分隊とされた。

⁴³ 「陣地戦ニ於ケル戦闘原則ハ其根本ニ於テ運動戦ト異ナルモノニアラス」（歩兵操典草案改定理由書〔大正12年1月〕79頁）

⁴⁴ 近距離の300m以下という距離は、射撃目標地点から砲弾の破片が及ぶ危険距離の200～300mとほぼ同一であり、概ね敵の砲兵火力の効力圏の外、または迅速に離脱できる距離である。彼我の歩兵がこの距離にあるとき砲兵は一般に射撃を実施することができない。

⁴⁵ 「仏国式野戦陣地ニ対スル攻撃戦闘法」において、主として歩兵火器（特に重機関銃）の装備上の劣勢を補うため装備数が確定していなかった擲弾筒を、各歩兵小隊に4筒（師団で1,056筒）装備することが必要と結論づけた。特に製造・使用が容易であることから、日本の国力に照らしても大量に装備するに相応しいとされた。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

d 歩兵小隊における火力戦闘の考え方の変更

当時のヨーロッパの主要国は、歩兵小隊の火力の主体を小銃から軽機関銃に変更し、軽機関銃を中心に編制された歩兵分隊を運用する戦い方である戦闘群戦法を採用していたが、日本陸軍においてもその必要性が認められた。その結果、日本陸軍においても「歩兵火戦ハ主トシテ軽機関銃ヲ以テ之ニ任シ」と欧米諸国の考え方に一致させる一方、軽機関銃の装備数が少ないことから「小銃分隊ヲ以テ之ヲ補フヲ本義トス」と、その火力の不足を小銃分隊で補足し、その際、小銃火力の集中のため密集する必要のある歩兵が大きな損害を被る可能性を許容することとした。

6 大正 11 年陣地攻防特別演習

(1) 全般

歩兵戦闘法研究会の検討が開始されて間もない頃、その検討の基礎となった、欧州各国による第一次世界大戦後の戦訓への対応状況に基づき、徹底的にこれを研究する必要性が認識された。そのため、大正 11 年工兵特別演習を中止して、臨機に陣地攻防演習を実施することが大正 11 年 2 月 4 日に上奏、裁可⁴⁶された。この決定に基づき、3 月に当時教育総監であった秋山好古大将を演習統監に、同じく教育総監部本部長の宇垣一成中将を演習計画委員長として、大正 11 年度陣地攻防演習の計画準備を開始した。

演習の目的は、「欧州戦ノ実験ニ基ク堅固ナル陣地ノ一部ヲ構築シ且之カ攻防戦闘法ノ細部ヲ研究演練スルヲ主眼トシ併セテ各種偽装法、新式器材ノ用法及火砲ノ威力ヲ実験シ且此種演習ニ関スル計画、指導並審判ノ要領ヲ講究スルニ在リ⁴⁷」とされ、計画にあたっては特に日本軍の編制、装備、国情に合致した「陣地戦ニ関スル我カ国軍訓練ノ基礎ヲ確立」できるよう、第一次世界大戦の教訓を適宜取捨選択することが重視された⁴⁸。演習計画を立案する上での基礎となる「陣地攻防戦闘法主眼⁴⁹」は、4 月中旬に起案され、計画委員の意見に基づき修正、5 月上旬に決定された。

「陣地攻防戦闘法主眼」において設定された演習の枠組は、将来の予想戦場における戦闘様相を念頭に、陸軍が想定する相対戦闘力と戦闘正面となるように決定された。そのための演習シナリオにおいては、野砲、野戦重砲兵各 1 個大隊の増強を受けた 1 個歩兵師団の防御する 4.8km 正面に対して、歩兵 1 個師団あたり野（山）砲 2 個大隊、野戦重砲 1

⁴⁶ 教育総監部「大正十一年陣地攻防演習記事 第一巻」（大正 12 年 3 月）1-2 頁。

⁴⁷ 同上、4 頁。

⁴⁸ 同上、演習統監の訓示による。

⁴⁹ 同上、13-18 頁。

個大隊、迫撃砲、戦車の増強と攻城重砲兵の一部の支援を受けた複数の歩兵師団が、それぞれ第一線に歩兵4個大隊を配置して2km(歩兵戦闘法研究会は3kmを標準としている。)正面を攻撃するものとされ、全体として運動戦の場合よりも約1.5倍の戦力を集中するように設定した。

事前準備⁵⁰については、当時の歩兵操典草案(大正9年)とは異なる戦闘要領を研究演練することから、大正7年の陣地攻防演習と同様に、本演習のための戦い方の参考書が作成された。参考書は、操典草案に拠ることが出来ない内容に関して、歩兵戦闘法研究会が研究した運動戦における戦闘法に基づいて、陣地戦における戦闘法の相違点に焦点をあてて検討された。この内容の徹底を図るため、参考書を演習に関連のある総監部職員及び演習参加部隊等に配布して事前に研究と訓練を行わせることとした。

この演習で検討された戦い方の主要な特徴は、

- ① (歩兵戦闘法研究会で検討された)運動戦においては、警戒陣地帯を奪取した後に主陣地帯を攻撃する要領を主としているのに対して、攻撃を急襲的方法である、敵の警戒陣地帯を含めて一挙に全陣地を突破する方法を最良としていること、
- ② 運動戦においては、半日程度で砲兵を展開させ、攻撃準備射撃の主体を敵陣地の障害物破壊射撃に置いているのに対して、砲兵の展開に数日をかけ、準備射撃の目的は敵砲兵の破壊を優先し、次いで障害物を含む敵陣地の破壊としていること、
- ③ 歩兵の突撃時における砲兵の支援射撃要領は、運動戦では要点に対する逐次の集中射撃とされたのに対し、誘導弾幕を基本に、弾薬を充分確保できない場合に逐次の集中射撃により実施すること

等であり、その他は歩兵戦闘法研究会の検討した運動戦の要領に準じるとされた⁵¹。

(2) 演習の成果

本演習では、重視事項である「陣地戦ニ関スル我カ国軍訓練ノ基礎ヲ確立」に対する中心的な検討課題を、①周到な準備のもとに実施する陣地戦の遂行要領と、②分隊を闘いの中心に据えた新たな戦い方⁵²とした。その全般の評価は、①に関しては、陣地戦攻防の要訣は「計画及準備ノ周密ト実施ノ組織的ニシテ且秩序整然タルニ在リ⁵³」とし、その計画

⁵⁰ 教育総監部「大正十一年陣地攻防演習記事 第一巻」(大正12年3月)、5-9頁。

⁵¹ 同上、16-18頁。

⁵² この演習に研修のために召集された部隊長等に対して、演習統監部幕僚長の宇垣中將が、研修にあたっての要点としてこの2点を示した(教育総監部「大正十一年陣地攻防演習記事 第一巻」[大正12年3月][防衛研究所蔵]99頁)。

⁵³ 教育総監部「大正十一年陣地攻防演習記事 第二巻(下)」(大正12年3月)、(防衛研究所蔵)18頁。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

については概ね戦闘力の組織化が可能な程度に策定されているものの、その実行を担保するための準備については検討が不十分⁵⁴であること、また、②に関しても、「未タ旧套ヲ脱セス新戦法ノ主義ニ合致セサルモノ多ク⁵⁵」とされた。また、その他にも、以前からの問題であった歩砲の連携要領、通信に関する事項や、新たに研究項目とされた偽装等に関しても、多くの検討課題が明らかにされた。これらのうちの主要な検討課題は以下の通りであった。

① 計画と命令の関係

陣地戦の特質を踏まえた綿密周到な計画の準備と、その計画の実行要領の2点に関して改善が必要とされた。

まず、綿密周到な計画の準備に関しては、大隊以上の部隊においては概ね戦闘力の組織化が可能な程度に策定できているが、中隊長以下の下級部隊では「極メテ杜撰」と評価された。新戦法による陣地戦においては、下級指揮官であるほど、細部にわたってより具体的な計画の確立が必要とされた。次に、計画の実行に関しては、将来の状況の変化に適合するように、命令は計画内容のうち確実に実行できる範囲に限定して下達する必要があること。計画は、状況の変化に応じて逐次修正すべきこと。また、戦機を捉えるためには、予想戦況に立脚した計画には拘泥せず、一兵卒に至るまでが現実の戦況に応じられるよう、「適切ナル独断、旺盛ナル企図心ノ養成」が重要とされた。

② 新戦法に応じた指揮と部隊間の連携

新戦法においては、各級指揮官の独断専行（＝自主裁量の余地の付与）による「自主積極的な行動を助長する指揮」が重要視されたが、本演習における実態は、「放任による指揮」に陥っていると評価されたように、新たに要求された指揮要領の変化に、演習部隊は簡単には適応できなかったようである。特に、新戦法での射撃及び運動の基本単位は分隊であることから、小・分隊長の戦術、状況判断能力（独断能力を含む）及び複数の分隊を指揮する小隊長とそれぞれの分隊を指揮する分隊長との指揮と連携上の関係が、新たな問題として認識された。

小・分隊長の戦術、状況判断能力に関しては、「各隊ニ於テ其練成ノ時日ヲ有セサリシ為不備ノ点多キハ已ムヲ得サルコトナルモ」と事前準備の不足は認めながらも、「突撃ヨリ紛戦時ニ於ケル小、分隊長ノ指揮ハ未熟ニシテ正面ノミニ眩惑セラレ敵側防火ノ慮慮及敵情地形ノ観察ヲ欠キ遂ニ企図心ノ何等見ルヘキモノナク」と、更なる研究と演練が必要としている。特に、戦術、状況判断能力を必要とする分隊長の独断能力

⁵⁴ 教育総監部「大正十一年陣地攻防演習記事 第二巻（下）」18頁。

⁵⁵ 同上、81頁。

は、「予期ノ域ニ達スル為前途尚遼遠ナリ」と、解決には相当の困難が伴うとの認識がなされた。

小隊長の指揮に関する問題点としては、各分隊長が自主積極的に行動できるような行動の準拠の示し方、すなわち、「自己ノ意図ヲ明確ニ示シ且自己ノ知得セル全般ノ状況及時々変化スル敵情等を逐次分隊長ニ告知」する着意が欠落しているとされた。また、小隊長による射撃指揮についても、「射撃統轄ハ一般ニ不十分」で、「分隊長ト小隊長ノ射撃指揮上ノ連繫ハ頗ル不十分」と認識されるとともに、軽機関銃分隊と小銃分隊の協同要領に関しても不十分であり、研究の余地が大きいとされた。

③ 歩砲兵の協同要領

攻撃に於ける歩砲協同は大正7年の陣地攻防特別演習時に比べると格段の進歩を遂げ、「歩砲相互ノ協定及計画ニ関スル着意又概ネ適當」とされた。しかし、歩兵による実際の突撃においては、歩兵の進出状況が計画の通りには進まない場合、各種通信上の処置を講じても、第一線の歩兵と砲兵との間の臨機の連絡による緊密な連携をとることができない場合が多いことが確認された。そのため、歩砲兵が全体として連携を維持するためには、「砲兵ノ射撃ハ歩兵ノ局部的攻撃頓挫ヲ以テ変更スヘキニアラス」と、局部的には歩兵が砲兵の支援効果を期待できない場合があることの容認を強いられた。このことは、本演習で検討した誘導弾幕による支援射撃の限界を示し、「砲兵ノ逐次射撃ニ依ル歩兵ノ攻撃前進ヲ援助スル場合」の歩砲協同要領の更なる検討を促すこととなった。

また、第一線歩兵隊長に砲兵が配属された場合の運用に関しては、「歩兵砲ノ如ク歩兵隊長自ラ其欲スル如ク操縦使用スルヲ有利トセン」と評価し、じ後その運用について砲兵中隊長が指揮すべきなのか、各砲を分割して運用すべきなのか、検討すべきとされた。

いずれにせよ、これらの課題は、それまで声により意思疎通を行ってきた軍隊が、通信機材が十分でない状況で、声が届かない程分散した指揮下部隊をいかに指揮し関係部隊と連携するか、といった新戦法の根源的な問題に基因すると理解できる。これを本演習参加部隊の所見から言葉で表現するなら、「状況ヲ洞察シ独断的活動ヲ以テ所謂靈的無線通信ヲ構成セサルヘカラス」ということができる。すなわち、この「靈的無線通信」といわれるものを、じ後の教育訓練でいかに実現していくかがその後の中心的な課題であるといえた。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

7 歩兵操典草案（大正 12 年）

（1） 全般経緯

上記のような検討を経た大正 12 年の歩兵操典草案の改正は、その改定理由書において「実質ニ於テ一大革新ヲ画スル」と記述されているように、新戦闘方式の採用を主軸とした、当時の陸軍としては大きな変革を期したものであった。一方、その検討についてはまだ不十分であり、更なる実験・研究を要するとの認識から、再度「草案」とすることとされた。

そして、この検討・編纂の前提としては、①引き続き運動戦を重視して記述すること、②記述の対象を、新装備を有する優良装備部隊⁵⁶としたこと、③検討にあたって想定した敵軍の編制、装備は日本陸軍と同等以上としたこと、④編纂にあたっての記述体系の根本的な見直しは、所要時間の関係上実施しないことが決定された。

歩兵操典草案（大正 12 年）の起案は、歩兵戦闘法研究会による草案（大正 9 年）の見直し検討の終了後、その検討成果に基づき大正 11 年 4 月から開始され、約 10 ヶ月後の大正 12 年 1 月に発布が決定された⁵⁷。

（2） 新戦法の位置づけと意義

新戦法の歩兵操典草案への導入の背景には次のような日本陸軍の認識⁵⁸があった。まず、第一次世界大戦以降の著しい火力の発達、特に機関銃の発達により、従来のような歩兵の密集隊形による戦闘の実施は困難となり、極力地形を利用し、かつ小部隊に分散して戦闘することが必要となったこと。一方、歩兵が小部隊に分散することにより不足する小銃火力（火力密度）は、発達した機関銃火力の活用により補うことができるはずであり、このような考え方に基づいて、フランスでは分隊（戦闘群）を訓練と戦闘の単位として、イギリスでは小隊を戦闘単位として、それぞれを重視する戦い方を導入したことである。

⁵⁶ 当時第一次世界大戦の戦訓を受けた新装備が逐次に導入中であり、部隊による格差があったため、新編制の部隊と旧編制の部隊どちらを対象に記述すべきかの判断があった。

⁵⁷ 見留歩兵少佐「改正歩兵操典草案ニ関スル研究」『研究月報 第 56 号』（大正 12 年 4 月）、4-5 頁。

⁵⁸ 歩兵操典草案改定理由書（大正 12 年 1 月）には、フランス及びイギリスについてのみ記述され、ドイツの状況については記述がなく、歩兵操典草案（大正 12 年）の編纂当時は、ドイツに関する十分な情報が無かったようである。一方、「改正歩兵操典草案ニ関スル研究」の 12-13 ページにおいては、英独仏 3 カ国の典範の共通点として「小銃分隊（仏軍ニ在リテハ群内ノ軽歩兵班）ト軽機関銃分隊（仏軍ニ在リテハ群内ノ銃手班）トノ数ハ同一ニシテ概シテ二分ノ一ノカヲ火戦ニ他ノ二分ノ一ノカヲ突撃ニ充当スル分業組織ナルコト……」としており、フランス軍が最も戦闘単位が小さく、分権化が進み、火力密度も高いと評価している。

基本的には同様の考え方に基づく変革の必要性が日本においても認識され、より下級の指揮官による相互の協同と独断を重視し、分散した小部隊による戦闘方法を採用すべきとした。しかし、日本陸軍は、火力の不足及び分隊を中心に編成された戦闘群を率いるには下士の能力が不十分である当時の状況⁵⁹から判断し、引き続き中隊を戦闘単位として位置づけ、中隊長は小隊の射撃と運動を統轄し、小隊が射撃のために展開した以降は小隊長の意図に基づき各分隊長が射撃と運動の指揮を直接とるものとした。この新戦法は、フランスの戦闘群戦法ほどには下級部隊指揮官に権限を委任しないとの認識から、これを「疎開戦闘」方式と命名⁶⁰し、フランスに代表される、分隊を戦闘の中心に据えた「戦闘群戦法」とは明確に区分した。

その結果、用語に関しては、歩兵操典草案（大正9年）において、敵の砲兵火力下を敵歩兵部隊の第一線に向け前進（接敵）する際に、砲弾による損害を防ぐために小隊を分隊単位で分散した隊形であった「疎開隊形」を、歩兵操典草案（大正12年）においては「分散⁶¹」と改称し、「疎開⁶²」は、「分散」の概念を含む分散して行う新戦法全体の概念で、「密集」と対置される用語として定義された。

（3） 歩兵操典草案（大正12年）の特徴

新戦法の導入を大きな柱として改正された草案の主要な特徴は、新装備の運用に関する記述が加えられた点を除くと、①諸兵連合による戦闘力組織化の枠組みの確立、②歩砲兵の協同の基本の確立、③浸透の考え方の徹底、④密集隊形の廃止と運用単位の細分化、⑤指揮権限のより下位への委任の5点である。

⁵⁹ 火力の不足については、「砲兵力十分ナラス且機関銃ノ数ニ乏シキモノアルカ故ニ手段ヲ尽シテ火力発揚ノ方法ヲ講スルコト極メテ必要ナリ之ガ為ニハ中隊ノ戦闘正面ヲ余リニ大ナラシメサルコト並輕機関銃分隊ト小銃分隊トヲ火戦ニ併用スヘキ主義ニ依ルノ外ナキモノノ如ク既ニ此ノ如キ主義ヲ採用スル以上ハ小銃射撃ハ列強軍ト異ナリ部隊射撃ヲ以テ本則トセサルヘカラス」とし、下士の能力不足については、「下士ノ教育制度ハ今俄カニ之ヲ改善シ難ク而モ戦闘方式ノ改正ハ…急務ナリシヲ以テ新草案ハ場合ノ如何ヲ問ハス為シ得ル限り小隊長ニ於テ火線ノ運動及射撃ヲ統括シ其意図ノ如ク部下ノ各分隊ヲ掌握スルヲ本旨トシ……火線ノ構成後ハ已ムヲ得ス小隊長ノ意図ニ基キ分隊長ヲシテ分隊ノ運動及射撃ヲ直接指揮セシムルヲ常態トスル」と評価している（「改正歩兵操典草案ニ関スル研究」）13-14頁。

⁶⁰ 教育総監部「歩兵操典草案改定理由書」（大正12年1月）（防衛研究所蔵）21頁。

⁶¹ 「分散 接敵ノ為小隊其各分隊ノ距離間隔ヲ開キ一線、二線又ハ梯次ニ配置シタルモノニシテ現行草案中隊疎開隊形内ニ於ケル小隊ノ隊形ニ相当ス」（同上、4頁）。

⁶² 「疎開 戦闘実行ノ為密集セル中隊先ツ小隊間ノ距離間隔ヲ開キ中隊展開セハ小隊長ヲシテ小隊ノ運動及射撃ヲ統轄セシメ又小隊長ノ意図ニ基キ各分隊ヲシテ散開シテ戦闘セシムル制式及法則即チ方式ヲ謂フ」（同上）。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

① 諸兵連合による戦闘力組織化の枠組みの確立

歩砲兵協同を始めとする諸兵連合の戦闘力の組織化を効果的にするため、「戦闘計画⁶³」の概念が導入された。歩砲兵協同の連携上の問題点は、日露戦争当時からの課題とされたが、当時より兵器体系や戦闘の様相が複雑化した近代戦においては、さらに問題が複雑化しており、大正 7 年と大正 11 年の両陣地攻防特別演習においても解決すべき重要な課題とされていた。この課題に対して、本草案（大正 12 年）においては、「諸兵種就中砲兵ヲシテ密接ニ協同セシムル⁶⁴」ために策定する計画として新たに「戦闘計画」の用語を用いるとともに、「先ツ戦闘ニ関スル決心ヲ定メ之ニ基キ戦闘計画ヲ策定シ次テ命令ヲ下スヲ一般ノ順序トスル⁶⁵」と、実施すべき事項とその手順を明確にした。

また、陣地戦における主攻撃は、歩砲の協同が最も容易な場所に選定することを基本と定め⁶⁶、陣地戦では特に砲兵火力を中核とした戦闘力の組織化が非常に重要であることを明示した。

② 歩砲兵の協同の基本の確立

陣地戦における歩兵の突撃時の砲兵による支援射撃は、大正 11 年の陣地攻防特別演習においては誘導弹幕によることを基本として研究を行ったが、日本軍の現状ではこれを行うことは無理と判断され⁶⁷、本操典草案（大正 12 年）においては引き続き操典草案（大正 9 年）と同様、要点に対する逐次の集中射撃とされた。また、第一次世界大戦における重要な教訓として、野山砲の一部は、戦闘の進捗に伴い敵側防砲または機関銃の破壊のため、できるだけ第一線歩兵指揮官に配属する必要があると結論づけられ、運動戦と陣地戦の両方の場合において、この考え方に基つき歩砲協同すべきことが新たに付け加えられた⁶⁸。

③ 浸透の考え方の徹底

浸透に関する考え方は、歩兵操典草案（大正 9 年）から表れていたが、本草案では、この考えを更に積極的に追求することとされた。このため、各級指揮官に、敵の弱点に

⁶³ 大正 2 年に陸軍大学校で編纂された「兵語ノ解」によると、大正 12 年 7 月の修正時までは、戦闘計画という用語は存在せず、昭和 5 年の改定により初めて登場する。その説明は、「各級指揮官力戦闘ノ為軍隊ノ部署及戦闘指導ノ要領ヲ定メ以テ予想セル戦闘経過各期ニ於テ諸兵種ノ協同動作ヲ密接ナラシムル如キ企画ヲ謂ヒ攻撃ノ為計画スルモノヲ攻撃計画防御ノ為ニスルモノヲ防御計画ト謂フ。」とされている。陸軍大学校「兵語ノ解」（昭和 5 年）（防衛研究所蔵）。

⁶⁴ 陸軍省「歩兵操典草案」（大正 12 年）第 333 項。

⁶⁵ 教育総監部「歩兵操典草案改正理由書」（大正 12 年 1 月）（防衛研究所蔵） 60 頁。

⁶⁶ 陸軍省「歩兵操典草案」（大正 12 年）第 446 項。

⁶⁷ 「列強軍ノ現ニ採用スル砲兵ノ誘導弹幕射撃ハ国軍ノ現下ノ状況ニ在リテハ未タ之カ採用ヲ許サルモノアルヲ以テ」と判断された（「歩兵操典改定理由書」[大正 12 年 1 月] 3 頁）。

⁶⁸ 教育総監部「歩兵操典草案改定理由書」 58、65-66、80-81 頁。

対して突入、局部的な包囲を実施して、その成果を拡大することにより敵陣地を突破すること⁶⁹を求めるとともに、各部隊に付与された戦闘地域を超えて他の部隊の戦闘地域で行動することも許容して、機に投じた自由な機動を可能とした⁷⁰。

④ 密集隊形の廃止

近代戦における火力の増大に対応に関しては、大正7年に4歩とされた各兵の間隔はそのまま維持されたが、視界の限定される「夜間、濃霧ノ際又ハ森林内ノ戦闘等特殊ノ場合」を例外として、戦闘行動においては、密集隊形は基本的に廃止された。また、これまで中隊が散開した場合は横一線の横隊であったのが、分隊毎に不規隊形をとることとなった。一方で、「敵火ノ効力甚シカラサル所ニ在リテハ成ルヘク此隊形ヲ以テ……」と、指揮統制上は密集隊形の使用が望ましいとして、分散した状態での戦闘に不安を垣間見せている。

⑤ 指揮権限のより下位への委任

疎開戦法の導入によって、部隊の指揮権限が下位へ移行し、部隊を指揮するにあたっての中隊以下の各級部隊指揮官の役割が大きく変化した。中隊長は、それまでと同様に命令と号令をもって部隊を指揮するとされたが、密集隊形をとることが例外的になったため、命令による指揮が主体となってきた。また、小隊長は、それまで号令をもって指揮するとされていたが、命令及び号令をもって指揮することに変更されるとともに、それまで分隊長には与えられていなかった指揮権限が新たに設けられ、分隊長は号令をもって指揮することとされた⁷¹。これに応じて、射撃指揮や突撃に関する具体的な行動が以下のように変化した。

射撃指揮の面では、それまで中隊長の責務とされていた事項が小隊長の責務とされ、小隊長が射撃に係わる行動を統轄し、分隊長が射撃指揮を行うこととなった⁷²。そのため、射撃目標までの距離を判断し、各兵士に対して小銃の照尺の設定距離を指示するのは、歩兵操典草案（大正9年）では小隊長との責務とされていたが、本草案では分隊長の責務⁷³とし、好機を逸することなく射撃⁷⁴できるようにした。また、分隊内の各兵士の行動においても、射撃姿勢と銃の使用については小隊長の号令により行われていたもの

⁶⁹ 陸軍省「歩兵操典草案」第358項。

⁷⁰ 「第三百四十一 現行草案第十二ヲ補修セルモノナリ……高級指揮官ノ戦闘指導ノ手段方法トシテハ予備隊ノ使用最モ重キヲ為スコト従来ト何等変化ナキモ砲兵ヲ統一シテ使用シ適時所望ノ地区、地点ニ火力ヲ集散離合セシムルコト又重要ナル戦闘指導ノ一ナルヲ以テ之ニ関シ記述ヲ増補セリ……」（教育総監部「歩兵操典草案改正理由書」65頁）。

⁷¹ 陸軍省『歩兵操典草案』第78項。

⁷² 同上、第190項。

⁷³ 同上、第148項。

⁷⁴ 教育総監部「歩兵操典草案改定理由書」27頁。

阿部 第一次世界大戦の日本陸軍に及ぼした影響

が、各兵士それぞれが状況に応じて自ら判断することとなり、射撃の基礎教育の重要な要素とされた。

部隊の突撃行動の面では、大正7年の草案では、大隊長が突撃の開始を命じることを基本とし、好機を見出した場合は第一線所在の中隊長の発意で突撃を実施することを奨励していたが、本草案では指揮の段階が一段下がって、中隊長が突撃の開始を命じることを基本とし、好機に乗じることができる場合は小隊長が、場合によっては分隊長の判断により突撃を実施することとなった。また、突撃開始以降は紛戦状態になり指揮が非常に困難になることから、小隊長は中隊長の、分隊長は小隊長の企図に基づき「小隊長以下ノ協同ト独断」により自主積極的に行動することが重要とされるとともに、各兵士に対しても最終的には「状況ニ応シテ独断戦闘ニ任シ得ルノ域ニ達セシム」ことが要求された。

(4) 歩兵操典草案（大正12年）の意義

歩兵操典（大正12年）の内容は、「その検討についてはまだ不十分であり、更なる実験・研究を要する」とはされたものの、昭和3年1月に明治42年の歩兵操典発布以来19年ぶりに改正発布された歩兵操典（昭和3年）は、歩兵操典草案（大正12年）を基本に、その構成を再整理するとともにより具体的に記述したものであり、その中心的な考え方に変化はなかった。また、この変革を生んだ要因である発達した火力と、導入された新戦法を担保するために必要な下士官の高い能力を担保するために、陸軍演習令の制定、軍隊教育令の改正、陸軍教導学校の設立といった教育訓練に関する諸制度の改革が歩兵操典の改正に併せて実施されることとなった。日本陸軍は、歩兵操典草案（大正12年）の導入をもって、日本陸軍の歩兵が第一次世界大戦の教訓から取り入れるべき事項についての最終的な結論を下したのである。

おわりに

第一次世界大戦により新たに生み出された歩兵戦術は近代戦を戦うために必要な戦術上の最低限の基本的要件ではあったが、それ以前のものからは根本的に変化しており、日本の国情に合わないのではないかと疑問から採用の是非を巡り絶えず議論が繰り返されたが、日本陸軍は実戦体験を経ずにおよそ5年掛けてこれを受け入れることとなった。その検討のプロセスをまとめてみると、①臨時軍事委員を主体とした情報収集、②兵器の能力検証、部隊の分散要領、築城といった個別案件の机上検討や実員検討、③陣地攻防特別演習等の場における個別の検討の総合化、④検討成果の全軍的な共有と内容に関する議論といった過程を反復して結論を導き出すといったものであった。変革成功の鍵となったのは、

想像するしかなかった近代戦の実相をいかに演習場で再現し、そこから得られた結論をいかに陸軍全体に浸透させたかといったことであった。特に、陣地攻防特別演習を始めとする各種演習の成果を各部隊へ普及するための措置や、検討内容に関する歩兵学校の『研究月報』や『偕行記事』を通じての議論は、陸軍全体への検討成果の浸透に大いに役に立ったと考えられる。このプロセスは、軍という巨大で保守的な組織が自らの体験を経ずに変革を成し遂げるためのプロセスの一つとして非常に示唆に富んだものといえる。

(陸上自衛隊富士教導団戦車教導隊長、
元防衛研究所戦史研究センター戦史研究室主任研究官)